

UR賃貸住宅を維持・発展させることを求める意見書

政府は平成25年12月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を決定し、UR賃貸住宅を管理する都市再生機構について新たな改革方針を示した。

都市再生機構はこの方針のもと、UR賃貸住宅の家賃収益を最大限増加させるために、家賃改定ルールや減額特別措置の見直しなどに着手しようとしている。

現在、居住者は高齢世帯・年金生活者が多く、また、UR賃貸住宅は、法制上「住宅セーフティネット」に位置づけられ、平成15年の都市再生機構法が成立した際における衆議院・参議院の附帯決議では「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を求めている。

本市においても、人口の増加期から現在まで多くの市民が住み続けており、UR賃貸住宅が居住の安定に大きな役割を果たしていることは明らかである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 UR賃貸住宅を維持・発展させること。
- 2 UR賃貸住宅の空き家の解消に努めること。
- 3 低所得高齢者の居住安定と子育て世帯等に資する家賃制度の確立、及び負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

千葉県議会

〔送付先〕 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長